

令和3年1月13日

嘉麻市教育委員会 殿

嘉麻市学校給食運営審議会

会 長 市 川 修

嘉麻市学校給食業務の民間委託について

嘉麻市学校給食運営審議会は、令和2年10月14日に嘉麻市教育委員会から「嘉麻市学校給食業務の民間委託について」の諮問を受け、鋭意審議を行い、今回、次のとおりとりまとめましたので答申します。



**嘉麻市学校給食業務の民間委託について**  
**(答申)**

**令和3年1月**

**嘉麻市学校給食運営審議会**

## 目 次

○ はじめに	1
○ 審議結果	
1. 嘉麻市学校給食業務の民間委託について	2
(1) 学校給食の現状	
(2) 今後の課題	
2. 協議内容	
(1) 主な質問	
(2) 主な意見	
3. 審議結果	
○ おわりに	11
○ 資料	
・ 民間委託のメリット・デメリット	12
・ 給食調理業務民間委託に伴う運営経費の概算試算	13
・ 県内の委託化の状況	14
・ 諮問文	15
・ 審議会条例	16
・ 審議会条例施行規則	18
・ 審議会委員名簿	19

## ○ はじめに

嘉麻市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）は、令和2年10月14日に嘉麻市教育委員会から、次の事項について諮問を受けました。

### ◎嘉麻市学校給食業務の民間委託について

本審議会は、審議委員を市立小中学校のPTA代表者4名、市立小中学校長の代表者4名、栄養教諭又は学校栄養職員2名、学識経験者2名、以上12名の委員にて構成することにより、審議の中に広く市民の意見を反映するとともに専門的事項も協議できるものとなっています。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的とし、栄養バランスのとれた安心安全な食事を提供しなければなりません。

嘉麻市職員の職員定数管理により調理員の正規雇用が実施されない中で安心安全な学校給食を安定して提供することを踏まえ、その選択肢の一つとして給食調理業務の民営化を検討する時期に入っています。

本答申は、安心安全な給食の実施に向けた審議会での議論の結果をまとめたものであり、学校給食の質の維持を図りながら、より効果的な給食調理業務等の運営が求められていることから、その一つの方策として民間委託化等について、学校給食の安全性と衛生管理が確保されることを前提に民間委託の実施を検討し、児童生徒の保護者の理解を得て学校給食がさらに充実されることを期待します。

## ○ 審議結果

### 1. 嘉麻市学校給食業務の民間委託について

#### (1) 学校給食の現状

嘉麻市では、令和2年4月現在小学校6校・中学校2校及び学校給食センターの9施設で給食調理を行い、学校給食を提供している。平成18年の市町村合併後、嘉麻市学校施設整備基本計画に則り、施設整備を行い、平成26年度には嘉穂地区の5小学校を統合した嘉穂小学校が開校され、次世代に繋がる教育施設環境を整備するため第2次学校施設整備基本計画により令和5年度には稲築中学校区、稲築東中学校区及び碓井中学校区の義務教育学校開設が計画されている。

また、稲築学校給食センターについては築32年が経過し、施設の老朽化が進行していること及び平成23年度に出された学校給食運営審議会答申によりセンター方式から自校方式へ移行方針であることを踏まえ、第2次学校施設整備計画に合わせ自校方式に切り替えていく計画である。

また、学校給食調理業務については、嘉麻市職員の職員定数管理による調理員の正規雇用の停止やジョブチャレンジ制度での職種変更によりマンパワーが減少しており、令和2年4月現在必要調理員数43名に対し、正規職員10名、再任用職員4名、臨時職員29名で学校給食を実施している。

なお、給食配送については、シルバー人材センターに車両管理を含めて委託している。

#### 給食調理員の配置状況

(令和2年4月1日現在)

	食数	正規 調理員	再任用 調理員	会計年度 任用職員	必要 調理員	
熊ヶ畑小学校	29			2	2	
上山田小学校	466	1	1	5	7	親子給食
下山田小学校	139	1		2	3	
碓井小学校	282	1		3	4	
碓井中学校	130		1	2	3	
嘉穂小学校	338	1	1	3	5	
牛隈小学校	148	1		2	3	
嘉穂中学校	218	1		3	4	
稲築給食センター	1,358	4	1	7	12	
合計	3,108	10	4	29	43	

## (2) 今後の課題

学校給食運営における今後の課題として、給食調理員の定年退職による正規職員数の減少及び令和5年度予定の義務教育学校の開設による職員の適正配置があげられる。

給食調理員については、平成18年3月の市町村合併による嘉麻市発足以来、新規採用は行っておらず、不足人員については会計年度任用職員を採用することにより、安心安全な学校給食の提供に努めているが、今後、給食調理員が順次定年退職を迎え、給食調理及び食器の洗浄業務など学校給食の適切かつ円滑な運営に支障が生じることが想定される。なお、今後の給食調理員の退職予定人数は次のとおりとなっている。

## 今後の退職予定人数

退職年度	正規職員	再任用職員	定年退職	再任用満了	給食調理施設
令和2年度	10	4	2	1	自校8、センター1
令和3年度	8	5	0	1	自校8、センター1
令和4年度	8	4	0	0	自校8、センター1
令和5年度	8	4	1	1	自校9
令和6年度	7	4	0	1	自校9
令和7年度	7	3	0	2	自校9
令和8年度	7	1	3	0	自校9
令和9年度	4	4	0	0	自校9
令和10年度	4	4	1	1	自校9

## 2. 協議内容

### (1) 主な質問

#### (民間委託の検討課題)

Q 1. 学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすという趣旨からすると直営方式の方が、教育的効果があるのではないですか。また、学校が想定外の災害に対する拠点として地域の命と生活を守る観点からも、民間委託の調理員より技術の蓄積や経験の長い現業職の調理員の方が、緊急を要する災害対応時での食に関する支援体制ができるのではないですか。

A 1. 民間委託の導入については契約内容を含め、十分に協議することをご指摘の点については対応できるものと考えます。

Q 2. 給食センター方式については、完全な民営化での人員削減や経費削減をして効率的な行財政運営ができますが、自校方式では、直営の方が地域の実情に見合った適切かつ円滑な給食運営ができるのではないのでしょうか。

A 2. 行財政改革の一環として職員定数の削減は嘉麻市にとって避けることのできない問題です。正規調理員が採用されない現状において、現時点でも自校方式の施設に正規調理員を1名しか配置できていない状況であり、調理員の皆さんには大きな負担がかかっています。今年度より始まった会計年度任用職員制度により、これまでよりも臨時職員の勤務時間が短縮され、賃金面・業務内容面での課題も多く、人員確保に苦慮している中では、民間委託の力を借りることにより調理員の負担を軽減でき、より充実した学校給食業務の運営ができるものと考えます。費用対効果については、必要な正規職員を配置した場合には一定の効果は期待できると思われれます。

Q 3. 委託会社によっては、仕事の効率性や経済的な側面から短時間勤務や学校の休業中の雇用など調理員の時間調整がなされ、研修の時間を最小限に抑えられるなど調理員の資質、能力に左右される恐れがあるのではないで

すか。

A 3. 適正な研修の実施について業務委託契約の内容に組み込むことで、ご指摘の点については対応できるものと考えます。

Q 4. 民間委託になると市場原理が働き、労働条件が悪くなればすぐに離職する人が出て、衛生管理や技術の継承が難しく、事故の発生率が高くなるのではないですか。

A 4. 直営の現状においても、会計年度任用職員の採用については労働条件等の折り合いがつかず、新規人材の確保を行うことができずに、欠員での運営を余儀なくされております。民間委託の導入により、人材確保のための賃金の交渉については、直営に比べ柔軟に対応され、労働時間や諸手当等の調整・交渉も可能になると想定されます。また、衛生管理や技術の継承については、委託業者において知識豊富な指導員により独自の研修も行われると考えます。

Q 5. 給食調理業務の民間委託の運営経費（業務委託料）の詳細はどのようになっていますか。

A 5. 民間委託の経費については、人件費、調理で発生する消耗品費、労務管理に関する経費が含まれます。資料で提示した委託料については、他市の同規模校を参考としております。契約金額による競争入札ではなく、市からの要望や既存施設の状況をもとに業者から提案された内容を精査し業者を決定いたしますので、現時点での参考価格の提示とさせていただきます。

Q 6. 民間委託を実施する際、委託業者は1社に委託するのでしょうか。

A 6. 委託する学校数に応じて、複数の業者に委託することが望ましいと考えます。民間委託の実施においては年度ごとに検証を行い、複数社を比較す

ることにより今後の改善要望や業者選定の資料になると思われます。

Q 7. 事故があった場合、委託会社の契約違反や衛生管理上の問題などで責任の所在が複雑になるのではないですか。

A 7. 民間委託業者には事故発生時の対応として、しかるべき保険に加入することが業者選定の条件となります。契約違反や業者側の過失において発生した事案については事業者の責任になりますが、施設面や契約内容に不備があった場合については市の責任を問われることとなります。学校給食の調理については、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省「学校給食衛生管理基準」に基づき実施されるものです。直営、民間委託に関わらず、この基準を順守することにより事故を抑制することは基本です。

Q 8. 栄養教諭から調理員への直接の指導・指示ができなければ、安心安全な給食の質の維持の確保や、より効率的な給食調理業務等の運営に支障をきたし、臨機応変に対応することが難しくなるのではないですか。また、衛生管理や調理業務に対し指示をするにあたり、詳細な指示書等が必要になり、かえって業務量が増えるのではないですか。

A 8. 栄養教諭からの直接指示については、業務委託契約において委託会社の職員に対する指示は業者（責任者）を通じて指示することとされており、偽装請負となるためできませんが、指示書を作成し、事前に業者（責任者）に提示することにより解消できるものと考えます。民間委託業者は、これまで様々な状況を経験しノウハウを持った責任者が指導を行います。責任者と市が迅速に調整対応できる体制を委託業者に要望します。指示書の作成については業務量の増加は避けられませんが、市で統一した指示書を作成することにより調理内容の統一化が図られるものと考えます。

**（栄養教諭や学校行事への影響）**

Q 9. 民間委託になることで栄養教諭の業務がどう変わるのでしょうか。市費

での栄養教諭の追加配置はありますか。

A 9. これまでのミーティングに代わる指示書の作成が必要となります。指示書の作成により日々のミーティングに要する時間を削減できると考えます。その他、食材の発注等の業務を担ってもらうことが想定されます。民間委託の導入による栄養教諭の配置については近隣市町村の状況を確認した上で必要に応じ、要望することとなります。

Q 10. 委託の調理員にも学校の食育（交流給食、調理員へのインタビュー、給食集会への参加など）について関わってもらうことができますか。

A 10. 学校給食の民間委託については契約内容に盛り込むことで、業務の内容を決定することとなります。実施にあたっては学校からの要望や意見を聴取し、契約内容を決定していきます。

#### （現在の給食調理員について）

Q 11. 民間委託へ移行した場合、在籍中の正規職員はどのような業務に異動となりますか。また、会計年度任用職員についてはどのようになりますか。

A 11. 職員の配置については人事部局の判断となりますが、正規職員の在籍中に調理業務がなくなった場合、市職員（労務職）としての資格がなくなることはなく、必要な部署への配置転換や職種変更（一般事務職）などについて個人の意向確認の機会が設定され、ヒアリングが実施されることとなります。会計年度任用職員については年度毎の任用となるため、民間委託に切り替わるタイミングで受託した業者への就業や嘉麻市のその他の職種への申込書の提出など案内することとなります。委託業者への就業で学校給食業務を希望される場合においては、就労形態（常勤・パート）の選択が可能となり選択の幅が広がることも想定されます。

(民間委託実施の伴う給食への影響について)

Q 1 2. 民間委託を実施した場合、給食費が値上げされたり、給食の質が落ちたりして子供たちに影響が出ることはないのですか。

A 1 2. 給食費については、嘉麻市が管理し、全て食材購入に充てていますので、民間委託を行うことでの変更はありません。また、購入食材の選定及び献立作成についても、今までどおり栄養教諭が責任をもって行いますので、影響が出ることはありません。

(その他)

Q 1 3. 直営にこだわり、適正な人員配置がなされない状態で給食を実施するのは不安を感じています。正規職員の休暇取得による不在時に会計年度職員に負担がかかることも気になりますが、正規職員が学校に1名しか配置されていない状態で、なおかつ会計年度職員の勤務体系が短時間勤務となっており、正規職員に対する負担が大きくなっているように感じています。

しかし、民間委託を行うにあたって、今まで通りの安心で安全な給食が提供できるのか、アレルギー対応等も含め不安を感じています。

A 1 3. 令和2年度現在、給食センター以外については正規職員1名しか配置出来ないのが実情であり、不足人員は会計年度任用職員を配置し、給食調理を実施しています。

今後、正規職員が定年退職を迎えるにあたり、このまま正規職員の新規採用がない場合は、民間委託を行い、人材不足を解決するほかないと考えています。民間委託を実施することにより直営の給食施設に複数名の正規職員を配置することも可能となります。

また、民間委託を行うにあたっては、契約時に業務内容や要望を細かく盛り込むことで、緊急時及びアレルギー対応含め対応できると考えています。

Q 1 4. P T Aの立場としましては、子供たちに安心で安全な給食を提供していただくのが一番の願いです。直営と同様な給食が提供され、食育であったり調理員さんとの関わりであったり、保護者も参加できる給食行事等を

行っていただけるのであれば、直営が望ましいとは思いますが、民間委託でも仕方ないと考えてます。

A 1 4. 学校給食は調理すれば終わりということではありません。児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的としていますので、今までと変わらない安心で安全な給食の提供及び食育等含め、交流の場を設けるよう契約の中に盛り込んで行くことは可能です。直営・民間委託にかかわらず、保護者の方にご心配をお掛けしないように、学校給食の運営を行います。

## (2) 主な意見

- ・ 民間委託を令和5年度に一齐に民間委託を行うのは、栄養教諭として給食管理をするうえで厳しいと感じます。段階的な開始を希望します。
- ・ 契約内容をしっかりと協議して、より良い給食の実施につなげてもらいたいです。
- ・ 民間委託を導入している先進市町村の状況を収集し、業者の決定等を行ってほしいです。
- ・ 嘉麻市内の米飯給食の回数を統一してほしいです。  
(現状：嘉穂地区週4回・その他週3回)
- ・ 新しい施設での立ち上げを民間委託という新しい形態と同時に始めるのは不安です。
- ・ 調理員さんへの説明やその後の対応をしっかり行ってほしいです。
- ・ 調理員の意見等を十分に反映していただきたいです。
- ・ 1日の中で調理員と校長が顔を合わせる機会が大事だと思います。諸対応を含めて、始業後又は調理終了前にお互いに顔を合わせる機会を設けてほしいです。

### 3. 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「学校給食業務の民間委託について」に関して、次のとおり答申します。

嘉麻市の学校給食の現状において、正規調理員が減少していく中で、今後の学校給食事業を適正かつ円滑に運営するためには、国が示した指針に基づいた効率的で効果的な行財政運営を目指す必要がある。学校給食事業の合理化を図り、経費削減に務めつつ、安定した安心で安全な給食の提供をするためには、民間委託の導入も必要だと考える。

本審議会としては、正規調理員の採用による直営での給食調理が望ましいと考える。しかし、現在の職員採用が困難な状況下においては、安心で安全な給食を提供していくための人材確保の方法として、学校給食事業の運営に影響の少ない段階的な民間委託の導入をお願いしたい。又、導入の時期については、義務教育学校の開設時期も踏まえつつ、人材不足により学校給食の運営に支障が出る前の段階が良いと考える。

なお、民間委託の導入にあたっては、安心安全な給食の提供を行うことを前提に、先進地の事例も踏まえて、十分に業務内容及び契約内容を検討し選定することを希望する。

○ おわりに

嘉麻市学校給食運営審議会では、令和2年10月28日、審議委員11名により慎重かつ熱心な審議が行われました。

審議の過程では、「学校給食の現状」「今後の課題」をもとに議論が行われました。

嘉麻市の行革及び適正な職員定数への取組を踏まえて、正規職員数が減少し、安心安全な給食を提供するための適正な調理員の配置が困難になっています。学校給食の質の維持を図りながら、より効果的な給食調理業務等の運営が求められる中で、安心安全な給食を提供していくための人材確保の方法として、給食調理業務の民間委託の導入も必要であると結論付けました。

民間委託の実施にあたっては、委託する業務の内容や業者の選定について他市町村の先進事例をもとに十分検証し、嘉麻市の子どもたちにとって、これまで同様、安心・安全な給食運営の実現を願うものであります。

## ① 民間委託のメリット・デメリット

給食調理業務を民間に委託することによる主なメリット・デメリットは次のとおりです。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理を担保するための給食調理員の正規職員の適正配置と比較すると経費の削減を見込める。</li> <li>・正しい衛生管理基準のもとで、経験豊富な民間の新しい知識や経験を取り入れることができる。</li> <li>・定期的に委託業者の見直しを行うことで、より調理業務の向上を図ることができる。</li> <li>・人材不足を考慮した献立の調整を必要としない。</li> <li>・会計年度任用職員の任用及び報酬の支払い等人事管理事務が不要になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭から調理員への直接の指導・指示ができない。</li> <li>・給食に関係しない学校行事への参加ができない。(入学式・卒業式・体育会など)</li> <li>・会計年度職員の任用と比較すると経費が高い。</li> </ul>

## ② 給食調理業務民間委託に伴う運営経費の概算試算

平成31年度決算額を基礎にして現行の直営の場合と民間委託の場合の概算金額は次のとおりです。

	必要 調理員	直 営				業務委託料
		人件費	消耗品費	検査費	合計	
熊ヶ畑小学校	2	3,577,000	121,066	37,142	3,735,208	4,000,000
上山田小学校	7	22,107,732	618,025	129,997	22,855,754	18,150,000
下山田小学校	3	10,159,616	318,275	55,713	10,533,604	13,965,600
碓井小学校	4	11,948,116	560,588	71,284	12,582,988	14,097,600
碓井中学校	3	10,159,616	310,118	55,713	10,525,447	13,965,600
嘉穂小学校	5	18,530,732	647,815	92,855	19,271,402	14,097,600
牛隈小学校	3	10,159,616	330,275	55,713	10,545,604	13,965,600
嘉穂中学校	4	11,948,116	381,856	74,284	12,404,256	13,970,000
稲築給食センター	12	45,432,580	1,000,000	222,852	46,655,432	33,545,600
合計	43	144,023,124	4,288,018	798,553	149,109,695	139,757,600

※調理業務委託は給食調理(調理、配膳、片付け、清掃)、食器等洗浄、食器等消毒・清掃・保管に係る人件費、消耗品費、白衣、洗剤、薬剤等)及び健康診断・細菌検査手数料を積算。業務委託料は同規模学校の民間委託費用を参考にした額であり、施設の形態や契約の状況により異なる。

## ③ 県内の委託化の状況

福岡県内の給食調理業務の民間委託の状況は60市町村のうち、全面民間委託23市町、一部民間委託が23市町、直営が14市町村です。一部民間委託の市町については各自治体の行政改革の方針を踏まえた正規調理員の新規雇用の制限による調理員の減少に伴い、順次、民間委託の規模を拡大しています。また、直営の市町村のうち2町村が会計年度職員のみで給食を実施しています。

なお、飯塚市においては市町村合併後、センター方式の給食を順次、自校方式に移行するとともに調理業務の民間委託を実施しており、令和2年度現在、直営9校、民間委託15校となっております。

	自校式給食	センター式給食	自校・センター併設
完全民間委託 23市町	宗像市・新宮町・篠栗町 志免町・宇美町・須恵町 久山町・広川町・上毛町 大刀洗町 10市町	古賀市・粕屋町・遠賀町・ 芦屋町・香春町・糸田町・ 川崎町・鞍手町 8市町	春日市・福津市・八女市 久留米市・水巻町 5市町
一部民間委託 23市町	北九州市・大野城市 太宰府市・飯塚市・直方市 田川市・豊前市・朝倉市 筑後市・添田町 10市町		福岡市・那珂川市・糸島市 柳川市・大川市・小郡市 中間市・宮若市・大牟田市 うきは市・筑前町・福智町 岡垣町 13市町
市町村直営 14市町村	築上町・吉富町・東峰村 赤村 4町村	筑紫野市・行橋市・苅田町 みやこ町・大木町・小竹町 桂川町・大任町 8市町	嘉麻市・みやま市 2市

## 諮問文

R 2 嘉教学第 1 2 1 8 号  
令和 2 年 1 0 月 1 4 日

嘉麻市学校給食運営審議会会長 殿

嘉麻市教育委員会  
教育長 木 本 寛 昭

## 嘉麻市学校給食業務の民間委託の検討について（諮問）

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

嘉麻市においては全ての小・中学校で完全給食を実施しており、令和 2 年度現在では稲築地区の小学校 2 校、中学校 2 校を給食センター方式で実施、山田・碓井・嘉穂地区の小学校 6 校、中学校 2 校では自校方式で実施、山田中学校では上山田小学校からの親子方式での実施となっております。

令和 5 年度には稲築中学校区・稲築東中学校区・碓井中学校区において義務教育学校が開設され、平成 2 3 年度に当審議会において答申いただいた稲築地区の自校式給食が実施される予定です。

また給食調理員を取り巻く本市の状況は、行革及び適正な職員定数への取組を踏まえて、平成 18 年度の市町村合併以降正規調理員の採用はなされておらず、定年退職や職種変更による正規職員数の減少により安心安全な給食を提供するための適正な調理員の配置が困難になりつつあり、安心安全な学校給食の質の維持を図りながら、より効果的な給食調理業務等の運営が求められる中においては、給食調理業務の民間委託を検討する時期に入っています。

つきましては、安全性と衛生管理が確保された学校給食を実施していくにあたり、給食調理等業務を委託した場合のメリット・デメリット、委託開始年度及び委託対象校の検討等が必要となっております。

本委員会は、下記の事項について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問させていただきます。

貴審議会におかれましては、職員数の現状及び近隣他市等の状況を十分に勘案して、慎重審議をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 嘉麻市学校給食業務の民間委託について

**審議会条例**

## 嘉麻市学校給食運営審議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市学校給食の適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、嘉麻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校給食の運営に関し必要な事項について調査し、審議する。

(1) 学校給食の運営に関する事項

(2) その他学校給食に関し、教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市立小中学校のPTAの代表 4人以内

(2) 市立小中学校長の代表 4人以内

(3) 栄養教諭又は学校栄養職員 2人以内

(4) 学識経験者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、審議会の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**審議会条例施行規則**

## 嘉麻市学校給食運営審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市学校給食運営審議会条例（平成20年嘉麻市条例第5号）第7条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規定（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともにかけたときは教育委員会が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席当)

第4条 審議会は必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年6月26日から適用する。

## 審議会委員名簿

令和2年10月14日現在

## 嘉麻市学校給食運営審議会委員名簿

委員名	選出範囲	所属名	氏名
審議会委員	PTAの代表	上山田小	小山田 弘志
		嘉穂小	有江 俊哉
		稲築東小	野上 真吾
		碓井中	田中 眞美
	校長会代表	熊ヶ畑小	市川 修
		稲築東中	松尾 正剛
		碓井小	藤井 久仁子
		嘉穂中	藤井 隆昭
	栄養教諭 学校栄養職員	上山田小	圓口 睦子
		稲築西小	中岡 令子
	学識経験者	嘉麻市議会	中嶋 時夫
		筑豊教育事務所	古賀 陽子